

剣淵町農商工業後継者結婚祝金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住する農業又は商工業の後継者の結婚に対し結婚祝金(以下「祝金」という。)を支給することにより、定住人口の増加及び農商工業の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、後継者とは、現に町内に住民登録を有し、農業又は商工業の後継者として従事し、将来も町の農商工業発展向上に尽力しようとする者をいう。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、婚姻した夫婦一組に対し30,000円とする。

(申し出及び決定)

第4条 結婚祝金の支給を受けようとする者は、別記様式により町長に申出書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申し出があったときは、内容を審査し決定する。

(祝金の返還)

第5条 町長は、祝金の支給を受けた者が偽り、その他の不正行為により受給したと認めるときには、該当者に祝金の返還をさせるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

結 婚 祝 金 申 出 書

平成 年 月 日

劍淵町長 様

住所
氏名 ㊟

このたび、下記のとおり結婚いたしますので、劍淵町農商工業後継者結婚祝金要綱第4条に基づき申し出ます。

記

	夫となるべき者	妻となるべき者
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 在 の 住 所		
現 在 の 職 業		
結 婚 後 の 職 業		
結 婚 後 の 住 所		
結 婚 年 月 日	年 月 日	
父 母 の 氏 名	父 母	父 母
備 考		